

再生計画に基づく中間弁済のご案内

平成26年6月23日
日本振興清算株式会社
(旧商号：日本振興銀行株式会社)

平成22年9月10日の民事再生手続申立て以降、再生債権者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

この度、中間弁済を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

再生債務者である日本振興清算株式会社（旧商号：日本振興銀行株式会社）は、平成23年12月14日、再生計画の認可決定の確定を経て（以下、認可決定を得た再生計画を「本件再生計画」といいます）、再生債権に対する本件再生計画の定める第1回弁済として、「元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害金の合計額」（以下「本件基準債権額」といいます）に対する39%の弁済を実施してまいりました。

本件再生計画においては、「弁済をするに適切な金銭が再生債務者にあると認めるときは、最終弁済に先だって、中間弁済を行うことが出来る」と定められておりますところ、今般、再生債務者において中間弁済を実施できる状態になりましたことから、各再生債権者の皆様に「再生計画に基づく中間弁済のご案内」を本日から順次、ご送付させていただいております。

1 中間弁済の内容

中間弁済につきましては、本件再生計画の定めに従い、本件基準債権額に対する19%に相当する額を平成26年9月末日以降順次、実施してまいります。

弁済方法につきましては、2に記載しますとおり原則として再生債権者様にご指定いただいた金融機関の口座へ送金する方法により弁済いたします。

なお、第1回と今回の中間弁済を合計すると、本件基準債権額に対する弁済率は、58%となります。

2 弁済金の送金口座について

上記弁済金をお支払いする金融機関の口座につきましては、原則として第1回弁済時にご指定いただいた口座（第1回弁済口座）へ送金させていただきます。この場合、再生債権者様において、特段の手続きをお取りいただく必要はございません。

第1回弁済口座と別口座への送金をご希望される再生債権者様につきましては、下記番号までお問い合わせください。

また、現在までに第1回弁済金を受領しておられない再生債権者様において、今後弁済金を金融機関の口座振込みにより受領をご希望される場合につきましても、下記番号までお問い合わせください。

記

日本振興清算株式会社 再生手続推進室
フリーダイヤル 0120-60-6900

以上